

8 弥監公表第 3 号
令和 8 年 9 月 16 日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第 199 条第 1 項、及び第 7 項の規定に基づき、監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき、以下のとおり、財政援助団体等監査を実施した。

第 1 監査の概要

1 監査の目的

弥富市監査基準（令和 2 年監査公表第 1 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する、市が「補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか」について監査することを目的とする。

2 監査の対象

令和 7 年度における市の財政援助等に係る出納その他の事務の執行状況を対象とした。

なお、監査の実施対象については「財政援助団体等監査実施団体」（別紙）のとおりである。

3 監査の実施年月日

令和 8 年 5 月 7 日から令和 8 年 7 月 30 日まで

4 監査の主な着眼点

監査に当たっては、財政的援助等の区分に応じ、主として、次の点に留意し実施した。

（1）合規性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、法令等に従って適正に処理されているかという観点

（2）経済性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、より少ない費用で実施できないかという観点

（3）効率性

同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは、費用との対比で最大限の成果を得ているかという観点

(4) 有効性

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、所期の目的を達成しているか、また、効果をあげているかという観点

5 監査の実施内容

(1) 事務局職員による監査（事務局監査）

事務局職員は、全ての実施団体に対し、関係書類・諸帳簿等の閲覧、照合等を行い、説明を聴取した。

監査に当たっては、実施団体の監査対象事務におけるリスク（財政的援助等の目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で実施した。

(2) 監査委員による監査（監査委員監査）

監査委員は、事務局職員による監査を実施した団体のうち 75 団体に対し、事務局職員による監査の結果を踏まえ、監査委員監査を実施した。

財政的援助団体等監査実施団体

担当所属		団 体 名	補助金名	委員 監査
企画部	防災課	弥富市消防団（16 団体）	消防団分団運営等助成金	
		弥富市防災ハムクラブ	弥富防災ハムクラブ補助金	
		自治会（11 団体）	消防設備整備事業補助金	
		自主防災会（30 地区）	自主防災組織補助金	
総務部	税務課	弥富市青色推進委員会（4 団体）	青色推進委員会補助金	
市 民 生活部	市 民 協働課	弥富市防犯協会	防犯協会補助金	◎
		自治会（4 団体）	防犯設備整備費補助金	
		地域づくり補助対象（32 団体）	地域づくり補助金	
		コミュニティ推進協議会（6 団体）	学区（地区）コミュニティ推進協議会補助金	
		自治会（3 団体）	地区公民館整備事業補助金	
	まちなか 交 流 課 （旧観光課）	弥富金魚漁業協同組合	弥富金魚漁業協同組合補助金	◎
			内水面養殖事業研究活動費補助金	
			金魚特産展示補助金	
		弥富市観光協会	弥富市観光協会補助金	
	まちなか 交 流 課 （旧歴史民 俗資料館）	重要文化財 服部家住宅	重要文化財服部家住宅補助金	
		市指定文化財（4 団体）	市指定文化財補助金	
		弥富市文化保存会	文化財保存会補助金	
		地区文化保存会（36 団体）	無形文化財伝承活動奨励補助金	
		弥富市文化財保存会（11 団体）	山車等整備事業補助金	
健 康 福祉部	福祉課	社会福祉法人 弥富市社会福祉協議会	弥富市社会福祉協議会運営費補助金	◎
			弥富市障害者ボランティア団体養成等事業補助金	
		海部地区心身障害者保護者会連合会	海部地区心身障害児者保護者会連合会補助金	
		社会福祉法人等（11 法人）	弥富市障害者共同生活援助事業費補助金	
	介 護 高齢課	公益社団法人 弥富市シルバー人材センター	シルバー人材センター補助金	
			老人クラブ連合会補助金	

		単位 福寿会（30 団体）	単位老人クラブ補助金	
	児童課	弥富市子ども会連絡協議会	子ども会連絡協議会補助金	
		子ども会（6 団体）	子ども会育成費補助金	
建設部	産 業 振興課	弥富市農業経営者の会	農業経営者の会補助金	◎
		弥富市農業機械銀行	農業機械銀行運営協議会補助金	
		弥富市農村生活アドバイザー	農村生活アドバイザー補助金	
		弥富市花き組合	弥富市花き組合補助金	
		弥富市青年農業者の会	青年農業者活動助成金	
		J A あいち海部青年部	青年農業者の会交付金	
		弥 富 土 地 改 良 区	土地改良区運営補助金等	
		鍋 田 土 地 改 良 区		
		十四山土地改良区		
		孫宝排水土地改良区		
		海 部 土 地 改 良 区		
		愛知県労働者福祉協議会海部支部	愛知県労働者福祉協議会補助金	
		弥富市商工会	商工会補助金	
			小規模事業指導費補助金	
			街路灯維持管理補助金	
	稲作担い手農業者会	稲作担い手農業者会助成金		
教育部	学 校 教育課	弥富市小中学校 PTA 連絡協議会	P T A 連絡協議会補助金	
		弥富市小中学校 PTA（10 団体）	P T A 活動補助金	
	生 涯 学習課	弥富市女性の会	女性の会補助金	
		弥富市地区女性の会（3 団体）	学区女性の会補助金	
		弥富市文化協会（33 団体）	文化協会補助金	
		弥富市スポーツ協会（19 団体）	スポーツ協会補助金	
		弥富市なぎなた連盟	なぎなた競技育成等補助金	
		スポーツ少年団	スポーツ少年団育成補助金	

（注）◎印は、監査委員監査を実施した団体を表す。
 なお、担当所属は令和 8 年 4 月 1 日現在で整理した。

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、監査の対象となった事務について、法令に適合し、正確に行われていることがおおむね認められたものの、一部で是正または改善が必要である事項（指摘事項）、留意し改善する必要がある事項（留意事項）が認められたので、以下に記述するとともに、今後の適正な事務事業の執行に万全を期されたい。

また、地方自治法第199条第10項の規程に基づき、監査意見を付した。

なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

【指摘事項】 補助事業等に係る額の確定について（学校教育課）

弥富市補助金等交付規則第13条では、補助事業の実績報告を受けた場合、成果を調査し、適合すると認めた場合は補助金等の額を確定するものとされているが、当該課において前金払として支出した補助金につき、事業完了後の実績確認をしたが、交付額と実績額が同一であることから、額の確定に係る起案書が作成されていない例が見られた。

額の確定に当たっては、交付額と実績額が同一であっても、起案書を作成し、額の確定を明らかにする必要があることから、それらを踏まえ、適切な事務を実施されたい。

〈参考〉

弥富市補助金等交付規則 第13条

市長は、前条の規定により補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書及び関係書類の審査並びに必要な応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

【指摘事項】 実績報告の提出遅延について（市民協働課、学校教育課）

弥富市補助金等交付規則第12条では、補助事業者は事業等の完了から30日以内に実績報告書等を提出することとされているが、該当課の補助事業において、30日を超えてから実績報告書が提出されたものが見られた。いずれも、報告期限や報告手続の失念によるものであった。

については、期限等を対象者に周知の上、適切な事務の実施に努められたい。

【留意事項】実績報告の添付資料の不備について（まちなか交流課）

弥富市補助金等交付規則第 12 条では、補助事業者は実績報告書に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならないとされているが、事業者より提出された資料につき、一部具体的な内訳が分かる資料が添付されていないものが見られた。

については、具体的な内訳が明らかな資料を添付の上、正確な事務が行われるよう改められたい。

〈参考〉

弥富市補助金等交付規則 第 12 条

補助事業者等は、補助事業等が完了したとき（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）は、完了した日から 30 日以内に補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書（第 5 号様式）に必要な書類を添えて、市長に報告しなければならない。

○監査意見

補助金事業の適切かつ効果的な運用に資するため、次のとおり監査意見を付す。

【監査意見】補助金事業の効果検証を図る体制の充実と事務の適正な管理及び執行の継続的な実施について求めるもの

1. 補助金の活用は公益的な活動の活性化や市の施策を実施する上で有効な行政手法であり、行政単独では対応しきれない課題に対し、市民と共に協働して解決を図る役割も有する。

他方で、補助金事業は一旦制度が導入されると固定化を招き、社会を取り巻く環境の変化、市の施策や市民のニーズとの間に乖離が発生しうることや、補助の目的がすでに達成されたものの、補助事業の現状や効果について、十分な検証が行われぬまま、漫然と事業が継続される懸念を含んでいる。

本市では令和 7 年 9 月に「弥富市第 5 次行政改革実施計画及び取組状況」（以下、「実施計画」とする。）を策定し、重点課題の一つとして「補助金等の見直し効果額の停滞」が掲げられ、その対策に向けた取組が求められている。

また、これを受けて令和 7 年 10 月に「弥富市補助金制度に関する基本方針」（以下、「基本方針」とする。）が策定され、支給基準、効果検証等の統一性を図るとともに、補助制度の終期を設定し、効果や目的の検証を図ることが改めて示されている。

補助金事業を所管する各所属においては、補助団体の財政状況を見極めながら、計画的な補助金額の見直しに取り組む例も見られた一方で、制度の見直しを意識しつ

つも具体的な対応策については検討に留まっている所属も少なくない。

補助事業を所管する各所属及び今後補助事業の実施を検討している所属においては、基本方針に則り、適宜、補助金の効果や目的の検証を実施することを求めるとともに、実績や効果の検証を通して、補助対象や補助率・補助額の見直し、または補助制度そのものの廃止なども含めて検討し、市の施策や市民のニーズに即した補助金事業の実現や、健全な財政運営の確立に繋がることを目標とした体制の構築を図りたい。

2. 次に、補助金事業は手続が煩雑になり得る場合もあり、慎重かつ適正な事務の遂行が求められる。

各所属においては、日々の業務を行う上で、所管の補助事業についての理解を深めるとともに、弥富市補助金等交付規則をはじめとした関係法令を遵守し、担当者間において、情報共有を密に図りながら適切な事務を行うこと。とりわけ、要綱や様式を改定した時期や年度末など事務の繁忙期においては、特に事務上のリスクが生じやすいことから、より慎重に事務を実施されることを要望する。なお、チェックリストや一覧表の作成を通じて事務の適正な運営を図る例も見られる。こうした取組を積極的に共有し、事務の改善に努められることを期待したい。

また、説明会や広報等を通じて、補助対象団体に対し、補助対象経費や手続の方法等について、補助制度の周知徹底を継続的に取り組まれることに努められたい。

以上